

# 2021 年度税制改正大綱 資産税関連の主な改正点

Issue 25, December 2020

## In brief

2020 年 12 月 10 日に自由民主党・公明党両党が公表した 2021 年度(令和 3 年度)税制改正大綱(以下、「2021 年度税制改正大綱」)が、2020 年 12 月 21 日に閣議決定されました。今後は、本大綱に基づく税制改正法案が通常国会での審議を経て、2021 年度税制改正の内容が確定することになります。

本ニュースレターでは、2021 年度税制改正大綱における改正内容のうち、相続税の納税猶予制度における後継者役員要件の緩和、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置、相続税・贈与税の納税義務者の見直し等、企業オーナー及び富裕層に関連する主な改正点について解説します。なお、今後の審議等の状況によっては内容に変更がある可能性がある点ご注意ください。

## In detail

### <資産課税>

#### 1. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予特例制度の役員要件の緩和

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとなりました。①については、非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度・一般制度とも先代経営者が 60 歳未満で死亡した場合には、相続開始直前の対象会社の役員要件は不要でありましたが、被相続人の対象年齢が広がることとなりました。また、②については、相続税の納税猶予の特例制度を前提とした改正であり、相続開始前に後継者が特例後継者として記載されている者であれば、被相続人の年齢は問わないこととなりました。

- ① 被相続人が 70 歳未満(現行:60 歳未満)で死亡した場合
- ② 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

#### 2. 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の対象資産の拡充

個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車(青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの(取得価額 500 万円以下の部分に対応する部分に限る。))を加えることとなりました。

### 3. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続等

宅地等及び農地の負担調整措置については、2021年度から2023年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することになりました。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮し、2021年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、2021年度の課税標準額を2020年度の課税標準額と同額とすることになりました。

### 4. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の拡充

#### (1) 贈与税の非課税措置

2021年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における「非課税限度額」を、次のとおり、2020年4月1日から2021年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げることとなりました。

項目	現行	改正案
消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外に住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円

(注)上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額であり、一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、上記の非課税限度額からそれぞれ500万円を減じた額になります。

#### (2) 床面積要件の下限の引き下げ

受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げることとなりました。

贈与を受けた年分の合計所得金額	現行	改正案
1,000万円超 2,000万円以下	50㎡以上 240㎡以下	50㎡以上 240㎡以下
1,000万円以下		40㎡以上 240㎡以下

(注)上記の改正は、東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置についても同様とする。また、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例についても同様とする。

本改正は、2021年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

### 5. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長及び見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、適用期限が2年間延長される（2023年3月31日まで）とともに、以下の見直しが行われることになりました。

(1) 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなすことになりました。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

- (2) 上記により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属(孫等)に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象となりました。こちらは、孫等が受贈者である場合に贈与者死亡時の残高に係る相続税額の2割加算が適用されないこと等が節税的な利用につながっていると指摘を踏まえ、格差の固定化の防止等の観点から見直しが行われることになったものです。

本改正は、2021年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

## 6. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長及び見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、適用期限が2年間延長される(2023年3月31日まで)とともに、以下の見直しが行われることになりました。

- (1) 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額(非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残高)について、当該贈与者の子以外の直系卑属(孫等)に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象となりました。
- (2) 受贈者の年齢要件の下限を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げることになりました。

上記(1)の改正は、2021年4月1日以後、上記(2)の改正は、2022年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

なお、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め改めて検討することになりました。

## 7. 相続税・贈与税の納税義務者の見直し

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始又は贈与の時に国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととなりました。改正前は、被相続人・贈与者の居住期間が相続・贈与前15年以内において国内居住期間合計が10年以下である場合に限定されていました。しかし、高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととなりました。

### ◆相続税及び贈与税の納税義務者区分と課税財産の範囲◆

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に住所あり 短期滞在の 外国人 (※1)	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍 なし
			10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	
国内に住所あり	国内に住所あり				
	短期滞在の外国人(※1) ⇒在留資格を有する者				
国内に 住所なし	10年以内に住所あり		無制限納税義務者 国内・国外財産ともに課税		
	短期滞在の外国人(※2)			制限納税義務者 国内財産のみに課税	
	10年以内に住所なし				

※1 在留資格の者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下のもの

※2 日本国籍のない者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下のもの

## 【参考】資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税より高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がありますが、一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界があると考えられています。諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられています。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進めるとの記載がありました。来年度以降の税制改正にも影響がある項目であり、今後の動向に注視する必要であると考えられます。

### <個人所得課税>

#### 1. 同族会社が発行した社債の利子への課税の見直し

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である「法人と特殊の関係のある個人」及びその親族等が支払を受けるものを分離課税ではなく総合課税の対象とすることとなりました。また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、分離課税ではなく総合課税の対象とすることとなりました。

(注)上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいいます。

本改正は、2021年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用されます。

#### 2. 退職所得課税の適正化

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととなりました。こちらは、退職所得課税における2分の1課税は、退職所得が長期にわたる勤務の結果生ずるものであり、勤務の対価の一部が蓄積して一挙に支払われるものであることに配慮した税負担の平準化措置であることに鑑み、見直されることとなりました。ただし、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を除いた支払額300万円までは引き続き2分の1課税の平準化措置を適用することになりました。

本改正は、2022年以後の所得税及び個人住民税について適用されます。

#### 3. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の延長等

##### (1) 控除期間の延長

住宅の取得等で「特別特例取得」に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を2021年1月1日から2022年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとなりました。こちらは、新型コロナウイルスの影響による先行きの不透明さを背景に、消費者においても住宅取得環境が厳しさを増していることを受けての措置になります。

(注)上記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいいます。

- ① 居住用家屋の新築 2020年10月1日から2021年9月30日までの期間
- ② 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 2020年12月1日から2021年11月30日までの期間

(2) 床面積要件の緩和

上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとなりました。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととなります。

要件	現行	改正案
床面積	50㎡以上	40㎡以上50㎡未満
適用を受ける年分の合計所得金額	3,000万円以下	1,000万円以下

---

**Let's talk**

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 税理士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
小林 和也

パートナー  
遠藤 浩二郎

パートナー  
望月 文太

ディレクター  
寺田 宏

ディレクター  
深田 かおり

シニア マネージャー  
塩谷 洋子

シニア マネージャー  
佐々木 真美

シニア マネージャー  
飯島 哉文

シニア マネージャー  
林 雄高

シニア マネージャー  
森田 幸司

シニア マネージャー  
仲林 健太郎

シニア マネージャー  
上平 洋輔

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。